会 議 名	令和4年度第2回武蔵村山市青少年問題協議会		
開催日時	令和4年11月7日(月)午前10時~午前10時40分		
開催場所	中部地区会館401大集会室(市役所4階)		
出席者及び 欠 席 者	出席者:山﨑会長、池谷副会長、土田委員、大門委員、大谷委員、田中委員、清野委員、小池委員、中村委員、菅委員、渡邊委員、吉成委員、榎戸委員事務局部長、課長、係長、担当計17名 大席者:内野委員、石橋委員、波田委員計3名		
議題等	 開会 会長挨拶 委員自己紹介 報告事項 (1) 令和4年度「子供・若者育成支援推進強調月間」に伴う実施事業について (2) 令和4年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について 議題 武蔵村山市における青少年の現況及び非行・被害の防止対策について その他(情報交換等) 閉会 		
	議題:武蔵村山市における青少年の現況及び非行・被害の防止対策につい		
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	て 吉成委員から市内小学生の現況等について、情報の提供があった。		
審 議 経 過 (主な意見等を原則と して発言順に記載し、と める。) (発言者) ⑤印=会長 ⑥印=事務局 ●印=事務局	報告事項(1): 令和4年度「子供・若者育成支援推進強調月間」に伴う実施事業について報告事項(2): 令和4年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について ● それでは、報告事項について事務局より説明願いたい。 ● 報告事項(1)及び(2)について、説明させていただく。協議会資料の1ページ及び資料2の「子供・若者育成支援推進強調月間」に係る広報用チラシを御覧いただきたい。「子供・若者育成支援推進強調月間」に係る広報用チラシを御覧いただきたい。「子供・若者育成支援推進強調月間」とは、子ども・若者育成支援推進本部で決定した「子供・若者育成支援推進大綱」において、毎年11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」として設定し、大綱を踏まえた子供・若者育成支援に関する取組を国民運動として総合的に展開する契機とし、子供・若者の健やかな育成支援に資する行事や広報啓発活動を集中的に実施することとしたものである。この趣旨を踏まえ、本市においても市報等により強調月間に係る広報啓発活動を実施している。(1)として、11月1日号の市報及び本市のホームページに月間に関する記事を掲載し、月間のPRを実施している。続いて(2)として、強調月間の期間中、市民会館北側壁面に「ふれあいと対話が育てる子の未来」という懸垂幕を掲出し、月間のPRを実施している。続いて(3)として、資料2の月間の広報用チラシと啓発物品を50		

0組用意して公共施設へ備え付け、来庁者等へ配布して月間のPRに努めている。

続いて、報告事項(2)の令和4年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について報告させていただく。協議会資料の2ページ及び資料3の武蔵村山市青少年健全育成協力者感謝状贈呈要綱を御覧いただきたい。感謝状の贈呈については、資料3の贈呈要綱にあるように、本市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、特に功労のあった者に対して青少年問題協議会会長が行うものである。具体的には、武蔵村山市青少年対策地区委員会及び武蔵村山市青少年補導連絡会の委員を退任された後、その功労をたたえるとともに、青少年健全育成の一層の理解と推進を図ることを目的に感謝状を贈呈するものである。

今年度は、本日午前9時30分から市公室において感謝状の贈呈式を 挙行した。青少年補導連絡会からは疋田さんと荻原さんが、青少年対策 地区委員会から第二地区の斉藤さんが青少年の健全育成に貢献していた だいたとして感謝状を贈呈された。なお、疋田さんと斉藤さんについて は所用のため贈呈式を欠席された。

【質疑・意見等】

- ◎ ただ今事務局から報告事項の説明があったが、御意見、御質問等があるか伺う。
- 一質疑なしー

議題:武蔵村山市における青少年の現況及び非行・被害の防止対策につい て

- ◎ 青少年の現況等について各委員からお話しをいただきたい。 はじめに、小学校代表、市立第九小学校校長の吉成委員から市内小学 生の現況等についてお話しをいただきたい。
- 私からは各小学校の児童に関係する3つの問題について話しをさせていただく。ゲームに関わる金銭のトラブル、SNSに関わるトラブル、子ども家庭支援センターの職員と連携して取り組んでいる問題である。

ゲームに関わる金銭のトラブルについては、高学年の児童にありがちな出来事であるが、オンラインゲームの課金のために保護者のクレジットカードを無断で使用してお金を使ってしまうという例である。また、家から無断でお金を持ち出した児童がゲームコーナーでお金を使ってしまうという例もある。このようなことについては、学校でも子どもたちを指導するとともに、家庭でも指導していただくことで解決を図っている。

もう一つに関しては、SNSのLINEのグループトークのトラブルである。グループトークで友達同士がいさかいとなることがある。どの学校でも児童がどんなLINEのグループを作っているかなかなか把握しきれないところがあるので、各学校ではセーフティ教室等で指導した上で、家庭でもSNSの使用に関し、ルールを決めて使用するよう話しをさせていただいている。

最後に子ども家庭支援センターとの関連であるが、各学校、子家センには大変お世話になっている。例えば子どもが親に叩かれてしまったといった事実を把握して子家センに通報すると、子家センの職員が家庭訪問してくださり、きめ細かい対応をしていただいている。

- ◎ 続いて、中学校代表、市立第五中学校校長の榎戸委員から市内中学生の現況等についてお話しをいただきたい。
- 中学校の現況について話しをさせていただく。コロナ禍ではあるが、 各校とも9月初旬から10月中旬にかけて修学旅行を実施し、無事に終

了することができた。また、10月中旬から下旬には合唱コンクールを開催することができた。昨年度まではこの時期に開催できなかった大きな学校行事が今年度実施できたことは非常に良かったと思っている。3年生はこれから三者面談等々をして進路先の相談を行い、受験へと進んでいくことになる。1・2年生は3年生の後を引継ぎ、生徒会活動や部活動の中心となって活動することになる。

中学校の生活指導については、今年度は各校とも非行傾向はほとんどなく、比較的落ち着いて生活している。しかし、携帯電話のSNSを介した相手への中傷や写真、動画を無断でネットへ上げる行為等による人間関係のトラブルが後を絶たない。LINE上で悪口を書かれたことにより友達関係が崩れ、不登校に陥ってしまうこともある。調査をしてみると、中学校1年生のほとんどが携帯電話を所持している。しかし、家庭での携帯電話の使い方のルールもなく、子どもがどのように使っているか把握していない家庭も多い。学校では毎年、学年や学級で情報モラルに関して生徒指導をしている。また、セーフティ教室や保護者会等でスマートフォンやインターネットの使い方について、繰り返し家庭での注意喚起をお願いしている。

また、どの学校にも年間30日以上欠席している不登校生徒が一定数いる。小学校から不登校が続いている生徒もいるが、中学校に入ってからの生徒もいる。主な原因としては、昼夜逆転といった生活リズムの乱れや遊び、無気力、不安等が挙げられる。学校に関わるものとしては、入学・進級時の不適応、学業の不振、友達関係をめぐる問題等がある。さらに、家庭に起因する要因としては家庭内の不安や親子関係の希薄さ等が挙げられる。家庭内のヤングケアラーのケースもある。これらの生徒については、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関と連携して対応を図っているところである。学校では今後も引続き、こうした地域関係者機関の皆様の御協力をいただきながら、生徒が安心して学校に通えるように努めて参りたい。

- ◎ 続いて、警視庁東大和警察署生活安全課長である中村委員から東大和 警察署管内の青少年の現況等についてお話しをいただきたい。
- 東大和警察署は武蔵村山市と東大和市、それに立川市の一部を管轄しているが立川市の区域にはほとんど人が住んでいないので、両市を管轄していると考えていただきたい。少年事件担当の捜査員は4名であるが、今年9月末現在で取り扱った少年の数で捉えると警視庁102署の中で5番目に多い署となっている。

ここからは武蔵村山市内の犯罪情勢について話しをさせていただく。 新聞報道されたので少し詳しく話すが、去年の11月19日に野山北公園で不良少年グループ同士の大規模な乱闘事件が発生した。私も現場へ行ったが、その事件を捜査して成人を含む20名以上を逮捕して終結した。多摩地区の不良少年グループ同士の些細なトラブルから、仲間が仲間を呼んで大規模な乱闘事件となったものである。当然、武蔵村山市民の少年も多数関わっており、土地鑑のある野山北公園へ相手のグループを呼び出したため、野山北公園が事件現場となったものである。捜査は困難を極めたが不良少年グループ同士の人間関係の繋がりをある程度把握できたので、貴重な捜査資料を得ることができたといえる。

また、今年7月には野山北公園で少年による刃物使用の傷害事件が発生した。親のしつけが厳しく、ストレスが溜まって刃物で成人男性の背中を刺してしまったという事件である。野山北公園には防犯カメラが少なく、このような事件が発生しやすい環境にあるので、今後防犯カメラの設置について検討いただければと思う。

武蔵村山市内の児童虐待に関しては、私が把握しているものでは深刻なものはないと認識している。警察へ通報される多くは身体的な虐待よりも、子どもの前で夫婦げんかをして子どもに対して心理的な虐待をするようなケースがほとんどである。児童相談所へ子どもが保護されるケースでも、子どもが家庭内で暴れるため親から引き離すために保護するようなケースもある。

ほかに、スマートフォンやSNSに関するトラブル、自転車盗難に関するトラブル、特殊詐欺に関するトラブル等青少年を取巻く環境には非常に厳しいものがあることを認識していただきたい。

【質疑・意見等】

- ◎ ただ今、3名の委員から青少年の現況等について情報提供していただいた。質問等があるか何う。
- 一質疑なしー

その他 (情報交換等)

- ◎ その他として、各機関、組織において報告等があればお願いしたい。
- 保護司会から情報提供させていただく。市内の保護観察処分に関しては、10月1日現在で23名、25件となっている。北多摩西地区の中では武蔵村山市は多いほうである。

保護観察所では今年から性犯罪再犯防止プログラムを実施している。このプログラムは保護司が普段の面接をしている中で、性犯罪の再犯に関わるような兆候が見られた場合に保護観察所へ報告する体制を取り、性犯罪の再犯を減らす取組である。ちなみに立川支部で保護観察件数が697件あるうち、性犯罪に関わる件数は54件であり、このうち武蔵村山市は2件となっている。この案件を減らすべく、こうしたプログラムを進めているということである。

- ◎ ほかに情報提供等があるか伺う。
- -特になし-

庶務担当課

◎ 以上で本日の会議を終了する。

子ども家庭部

会議の公開・非公開の別	☑公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者:0	
会議録の開示・ 非 開 示 の 別	☑開 示 □一部開示(根拠法令等: □非 開 示(根拠法令等:)

(日本産業規格A列4番)

子ども青少年課(内線:186)